

# 平成28年度 事業報告書

本法人は、平成25年度から公益財団法人として新たなスタートを切り、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施した。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

## I 事業実施状況

### 1 信用保証事業

#### (1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、下記のとおり実施した。

##### ① 新規利用件数・保証引受額

平成28年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、92,610件、同保証引受額は、506億円であった。

また、平成28年度末の保証引受残高は、227,142件、713億5,466万円（前年度279,711件、895億7,271万円）であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新規利用件数	172,231件	162,192件	138,091件	103,595件	92,610件
保証引受額	1,265億円	1,184億円	944億円	573億円	506億円
対前年度比（額）	84.6%	93.6%	79.7%	60.7%	88.3%

##### ② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額1万円について、平成27年度と同額の15円20銭とした。

平成28年度の保証料収入は、14億3,709万円（前年度21億64万円）であった。

表2：保証料の推移

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保証料	16.60円	18.40円	16.90円	15.20円	15.20円
年率換算	1.99%	2.21%	2.03%	1.82%	1.82%

(注) 保証料は、対万円/月。

##### ③ 保証履行及び求償債権の管理状況

平成28年度の保証履行は、5,670件、16億7,077万円を行った。（保証履行

状況の推移は、表 3 参照。)

平成 28 年度末の求償債権の残高は、343 件、177,990 千円（前年度末 365 件、201,685 千円）であった。

平成 28 年度の求償債権の増減の状況は表 4、債権償却の状況は表 5 のとおりである。

表 3：保証履行状況の推移

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数 (前年度比)	7,284 件 (100.0%)	7,176 件 (98.5%)	7,153 件 (99.7%)	6,634 件 (92.8%)	5,670 件 (85.5%)
金 額 (前年度比)	3,277 百万円 (91.1%)	2,926 百万円 (89.3%)	2,791 百万円 (95.4%)	2,312 百万円 (82.8%)	1,671 百万円 (72.3%)
単 価 (前年度比)	450 千円 (91.0%)	408 千円 (90.7%)	390 千円 (95.6%)	348 千円 (89.2%)	295 千円 (84.8%)

表 4：平成 28 年度求償債権の増減状況

	平成 27 年度 末残高	増加分	減額分		平成 28 年度 末残高
			回収分	債権償却分	
件 数	365 件	45 件	12 件	55 件	343 件
金 額	201,685 千円	14,906 千円	7,605 千円	30,996 千円	177,990 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 8 件、3,768 千円。分割返済分 4 件、3,837 千円。

計 7,605 千円（前年度 6,373 千円。）

表 5：債権償却の状況（債権管理規程第 22 条第 3 項による報告）

	件 数	金 額 (円)	備 考
死 亡	5	2,179,642	
破 産	9	3,387,177	
生活困窮	12	4,457,067	
行方不明	5	1,736,610	
消滅時効	24	19,235,103	
その他	0	0	
合 計	55	30,995,599	

## （2）金融機関に対する訪問連絡活動の実施

年金担保融資の取扱い金融機関 14 行を訪問し、利用者に対する信用保証事業内容の周知を依頼するとともに、保証関係事務処理に関する連絡調整、さらには、信用保証制度等に関する意見、要望等の聴取などを行い、信用保証事務の一部簡

素化を図った。

①貸付金額 10 万円の者については、団体信用生命保険を非加入とする。(28 年 4 月実施。)

②貸付金残高が 10 万円以下になった場合は、団体信用生命保険の適用外とする。(29 年 4 月実施。)

### (3) 調査研究

平成 28 年度は、厚生労働省において、年金担保貸付事業の具体的な廃止時期を判断する年度であり、その結論を見守る必要があること、また、(独)福祉医療機構が独自に年金担保貸付利用者に対するアンケート調査を実施したことから、協会内部で、意見交換・状況分析等を行った。

## 2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

### (1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

平成 28 年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、年金住宅融資債権の完済により、団体信用生命保険の被保険者が「0」になった会社が 1 社あったことから、平成 29 年 3 月末で 1 会員減少となり、31 会員（前年度 32 会員）となった。

### (2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、平成 28 年度においては、特約料を据え置き、表 6 のとおり実施した。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、平成 29 年 3 月末で 680 件（前年度 779 件）と前年度より 99 件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表 7 のとおりである。

表 6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	28 年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

表 7：利用状況の推移

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
加入件数	1,449	1,158	927	779	680
支払件数	13	13	10	7	8
支払保険金	47,596 千円	35,830 千円	24,995 千円	19,666 千円	30,908 千円

## 3 その他

(独)福祉医療機構からの依頼もあり、当協会の新規事業検討のため、(独)福

祉医療機構の福祉医療貸付事業に係る債務保証料率の計算を業者に委託し、試算した。結果、保証料率は、高くなることが想定されること等から、協会の現状としては、新規事業として不相当との結論を得た。

## II 管理的事項

### 1 評議員会

(1) 第8回評議員会（定時評議員会）

平成28年6月20日（月）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

議案 小椋正治評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

報告事項1 平成27年度事業報告について（事業報告書）

報告事項2 平成27年度決算について（決算書）

報告事項3 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第9回評議員会（定時評議員会）

平成28年10月13日（木）11：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 武舎信之評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第2号議案 会計監査人の選任について

報告事項 理事長及び業務執行理事の業務執行状況の報告について

(3) 第10回評議員会

平成29年3月14日（火）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項1 平成29年度事業計画について（事業計画書）

報告事項2 平成29年度予算について（収支予算書）

報告事項3 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項4 「職員給与規程」の一部改正について

報告事項5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

### 2 理事会

(1) 第11回理事会

平成28年6月2日（木）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 平成27年度事業報告について（事業報告書）

第2号議案 平成27年度決算について（決算書）

第3号議案 常勤理事の特別手当の額について

第4号議案 第8回評議員会（定時評議員会）の招集について

(2) 第12回理事会

平成28年9月30日(金)

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

議案 第9回評議員会招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(3) 第13回理事会(書面)

平成28年10月25日(火)

議案 会計監査人に対する報酬について

(4) 第14回理事会

平成29年2月24日(金) 13:30~

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 平成29年度事業計画について(事業計画書)

第2号議案 平成29年度予算について(収支予算書)

第3号議案 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

第4号議案 「職員給与規程」の一部改正について

第5号議案 第10回評議員会の招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

平成 28 年度事業報告に関しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

平成 29 年 5 月  
公益財団法人 年金融資福祉サービス協会

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。